

立山町物価高騰対策等高校生地鉄定期券購入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている高校生世帯の経済的負担を軽減するとともに、地域公共交通の利用促進及び活性化に寄与することを目的とし、立山町物価高騰対策等高校生地鉄定期券購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、立山町補助金等交付規則（令和7年立山町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 富山地方鉄道株式会社が発行する鉄道及び路線バスに係る通学定期乗車券をいう。
- (2) 高校生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校第1学年から第3学年を含む。）に在学する者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高校生等を現に監護する者をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者又はその保護者とする。

- (1) 立山町内に住所を有する者で、通学定期券を購入し、通学する高校生等
- (2) 立山町外に住所を有する者で、通学定期券を購入し、富山県立雄山高等学校に通学する生徒

2 前項の規定にかかわらず、当該通学定期券の購入に要する費用について、他の補助金等の交付を受けた者又は受ける予定がある者は補助対象者としな

(補助の対象となる通学定期券)

第4条 補助の対象となる通学定期券は、通用期間が令和8年4月1日から令

和9年3月31日までのものとする。

- 2 通学定期券の通用期間が1年に満たない場合は、前項に定める期間内で使用できる通学定期券の通用期間が通算6か月以上又は2学期以上となるときに限り補助対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する期日までに、次の各号に掲げるいずれかの方式により申請するものとする。

- (1) 電子申請方式 町長が指定する電子申請の方法により申請する方式
- (2) 郵送・窓口申請方式 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を郵送又は窓口で提出することにより申請する方式

- 2 申請者は、前項に規定する申請において、次の各号に掲げる必要書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した通学定期券の写し
- (2) 住民票の写し（補助対象者の世帯全員がわかるもの）
- (3) 在学していることが確認できる書類（学生証の写し、在学証明書等）
- (4) 申請者名義の振込先金融機関の通帳の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 3 申請は、申請日において18歳未満の者にあつては、その保護者が行うものとする。

- 4 申請は、補助の対象となる高校生等1人あたり1回限りとする。

(補助金の交付決定及び交付方法等)

第7条 町長は、前条の規定による申請及び請求があつたときは、当該書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、原則として申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

- 3 町長が第1項に規定する交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかった場合であつて、町長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないこと

その他申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金について、期限を定めて当該申請者に対し、その返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象者の区分	補助金の額
立山町内に住所を有する者で、通学定期券を購入し、通学する高校生等	20,000円
立山町外に住所を有する者で、通学定期券を購入し、富山県立雄山高等学校に通学する生徒	10,000円